

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成 2 1 年 1 月 2 0 日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 入札に付する事項

(1) 事業名

東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業

(2) 事業場所

埼玉県春日部市南 1 丁目地内

(3) 事業概要

ア 事業方式

事業者は、埼玉県及び春日部市（以下「県・市」という。）と基本協定及び財産交換協定を締結した上で県施設、春日部市施設及び民間施設を自らの提案を基に設計し、並びに財産交換契約（以下「本契約」という。）を締結した上で施設整備を行い、県・市は公有地の一部を事業者に譲渡するとともに、事業者が整備した公共施設を取得する方式とする。

イ 事業期間

本契約締結日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日（木）まで

ウ 事業の範囲

事業者は、県・市と事業者が結ぶ基本協定及び財産交換協定並びに本契約に基づき、以下に示す業務を行うこととする。

(ア) 設計及び施設整備業務

- a 施設整備に係る設計業務
- b 施設整備に係る建設工事業務及び工事監理業務
- c 各種調査及び近隣対策業務
- d 財産交換業務

(イ) 民間施設の施設整備業務

(4) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。

入札者は、消費税額及び地方消費税額を含む総額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定の際には、土地売却費については消費税及び地方消費税が発生しないことに留意すること。

2 競争入札参加資格

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、単独企業又は複数の企業等により構成されるグループとする。

グループのうち、財産交換契約の当事者となる者を「財産交換契約当事者」とし、財産交換契約当事者以外の者を「協力会社」とする。また、財産交換契約当事者が複数の場合は「代表企業」を定める。

イ 応募者（財産交換契約当事者及び協力会社を含む。以下同じ。）は、他の応募者の財産交換契約当事者又は協力会社となることはできない。

(2) 応募者の制限

参加資格確認基準日から本契約の締結（平成21年12月頃を予定）までの間において、次のいずれかに該当する者は、応募者になることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定に該当する者又は春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第15条の規定に該当する者

ウ 春日部市建設工事請負等競争入札参加者の資格及び資格審査会に関する規則（平成17年春日部市規則第128号）第3条第3項から第5項まで及び第4条第5項の規定に該当する者

エ 埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和60年3月29日付け建管第807号）に基づく指名停止を受けている者又は春日部市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年5月30日付け春日部市長決裁）に基づく指名停止を受けている者

オ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中である者又は春日部市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年5月30日付け春日部市長決

- 裁)に基づく指名停止を受けている者
- カ 埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱(平成8年3月13日付け建管第1052号)に基づく指名除外を受けている者又は春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成19年3月30日付け春日部市長決裁)に基づく指名除外を受けている者
- キ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けている者
- ク 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- ケ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条若しくは第133条の規定による破産申立てがなされている者
- コ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者
- サ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- シ 会社法(平成17年法律第86号)第511条第1項の規定による特別清算開始の申立てがなされている者又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第108条の規定によりなお従前の例によることとされる清算中の株式会社に係る同法第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第431条の規定による特別清算の開始を命じられている者
- ス 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第64条による改正前の商法第381条の規定(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により会社整理

の開始申立てがなされている者又は会社整理を命じられている者

セ 国税又は地方税を滞納している者

ソ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はそれらと資本関係若しくは人的関係のある者

なお、本事業のアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。

(ア) 株式会社日本総合研究所

(イ) セントラルコンサルタント株式会社

(ウ) 西村あさひ法律事務所

タ 本事業に係る事業者選定審査委員会委員又は当該委員と資本関係若しくは人的関係のある者

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。

応募者は、春日部市東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業競争入札参加者の資格等に関する規則（平成21年春日部市規則第2号）第5条第1項に規定する東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業競争入札参加者名簿（以下「本事業登録参加者名簿」という。）に登載されていなければならない。なお、春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿または春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、本事業登録参加者名簿に登載されている者とみなすので、資格審査を受ける必要はない。

競争入札参加資格に関して、春日部市は、本事業登録参加者名簿に登載させるための資格審査の受付を平成21年2月17日（火）から同月19日（木）まで春日部市役所4階鉄道高架整備課で実施する。

(4) 参加資格確認基準日

資格確認基準日は資格審査書類の提出期限日とする。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付方法

平成21年1月20日（火）に、埼玉県産業労働部産業拠点整備室及び春日部市都市整備部鉄道高架整備課のホームページにおいて公表するので、必要に応じてダウンロードすること。

(2) 入札説明会の日時及び場所

平成21年1月22日(木) 午前10時30分

埼玉県春日部市粕壁東3丁目2番15号 春日部市教育センター 視聴覚ホール

(3) 資格審査書類の受付、提出方法等

応募者は、資格審査に必要な書類を、下記により提出すること。

ア 受付期間

平成21年4月7日(火)から同月13日(月)までの午前9時から午後4時まで

イ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便により、平成21年4月10日(金)必着のこと。)

ウ 提出場所及び郵送先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部産業拠点整備室

エ 結果通知

資格審査の結果は、平成21年4月13日(月)までに応募者に通知する。

(4) 入札書及び入札提案書の受付

資格審査通過者は、入札書及び入札提案書を、下記により提出すること。

ア 受付期間

平成21年4月14日(火)午前9時から午後4時まで及び同月15日(水)午前9時から午後2時まで

イ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便により、平成21年4月14日(火)必着のこと。)

ウ 提出場所及び郵送先

上記(3)ウと同じ

エ 入札・開札の日時及び場所

平成21年4月15日(水)午後3時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番4号 埼玉会館4B会議室

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部産業拠点整備
室 東部ふれあい拠点・テクノ整備担当 川村、石川 電話番号048-830-3
930

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 入札保証金の納付

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。

また、次に掲げる担保の提出をもって、入札保証金の納付に代えることができる。なお、担保の価値は、埼玉県財務規則第93条の2で準用する第81条の3の規定によるものとする。

(ア) 利付国債及び埼玉県債

(イ) 鉄道債券その他政府の保証のある証券

(ウ) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)に対する定期預金債権

イ 入札保証金の免除

保険会社との間に埼玉県及び春日部市を被保証者とする入札保証保険契約（保険期間の終期が平成22年1月31日以降の保険契約に限る。）を締結し、その保険証券を入札書の提出期限までに提出した者は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 契約保証金

ア 契約保証金の納付

落札者は、財産交換契約における契約金額の100分の10以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の契約保証金を納付しなければならない。

また、次に掲げる担保の提出をもって、契約保証金の納付に代えることができる。なお、担保の価値は、埼玉県財務規則第81条の3の規定によるものとする。

(ア) 利付国債及び埼玉県債

- (イ) 鉄道債券その他政府の保証のある証券
- (ウ) 銀行等に対する定期預金債権
- (エ) 銀行等又は保証事業会社の契約保証証書

イ 契約保証金の免除

次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県及び春日部市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

(イ) 保険会社と埼玉県及び春日部市を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 入札無効に関する事項

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 埼玉県財務規則第97条若しくは埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条又は春日部市契約規則第24条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 本契約の締結

本件入札は、落札者との財産の交換に県議会及び春日部市議会の議決を要するものであるため、県議会及び春日部市議会の議決後に本契約を締結する。

(7) 落札者の決定方法

ア 資格審査を通過し、次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札参加者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された内容審査点及び価格点を合計した総合評価点が高い者を落札者とする。

また、落札者の決定は、平成21年5月を予定している。

(ア) 入札価格は、県・市が定めた予定価格の範囲内であり、かつ、県・市がそれぞれ積算した予定価格の内訳の範囲内であること。

(イ) 入札提案書の提案内容が、次の「必須項目」をすべて満たしていること。

a 業務要求水準書の要求事項について違反がない。

b 入札説明書及び提案様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反

がない。

c 実績等による裏付けや具体的な実施方法が明確である。

d 入札価格の根拠が明確である。

イ 入札提案書の提案内容については、別記「審査基準の概要」の審査項目の配点の範囲内で、提案内容の評価に応じて内容審査点を与えるものとする。

ウ 入札価格については、次の式により価格点に換算するものとする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 \text{点}$$

エ 総合評価点の計算式は、以下のとおりとする。

$$\text{総合評価点} = \text{内容審査点 (100点満点)} + \text{価格点 (100点満点)}$$

オ 総合評価点と同点の場合は、内容審査点の高い者を落札者とする。これも同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 予め適正な入札執行が疑われるときには、入札を延期し、又は中止する場合がある。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Development of the Eastern Region Advancement Fureai Hub

Facility (tentative name) run by Kasukabe City and Saitama Prefecture

based on developer's design and facility construction and maintenance.

(2) Deadline for Submissions:

a. First audit

By registered mail: April 10, 2009

In person: 4:00 pm, April 13, 2009

b. Second audit

By registered mail: April 14, 2009

In person: 2:00 pm, April 15, 2009

c. Bidding and bid opening: 3:00 pm, April 15, 2009

(3) Contact Information:

Industrial Area Development Office, Industry and Labor Department,
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Tel. 048-830-3930

別記 審査基準の概要

審査項目		審査の視点	配点	
拠点にふさわしい施設づくり	施設コンセプト及び東部地域の拠点としてのシンボル性	・施設全体として独自性があり、魅力的なコンセプト	20	80
		・施設のコンセプトに沿った意匠（外観・外構・主要内観等） ・新たな拠点としてふさわしい、シンボル性の高い空間デザイン		
	配置、動線及び建築・設備計画	・利用者にとって分かりやすく利用しやすい施設配置 ・敷地を最大限に活用した機能的な施設配置及び動線計画 ・駐車場・駐輪場の計画及び配置上の工夫	15	
		・施設間の機能連携や相互利用が可能な計画 ・民間施設を含めた各施設の連携による相乗効果を促す施設配置 ・想定利用者の特性に応じた魅力ある建築・設備計画		
		・利用者のニーズの変化や将来の組織変更等に対応可能なフレキシビリティへの配慮		
	魅力ある共用空間及びユニバーサルデザインに配慮した安全な施設の実現	・にぎわいの創出や交流の促進に寄与し、拠点の一体性を高める魅力的な共用空間	10	
		・ユニバーサルデザインの考え方に基づく、全ての人の使いやすさや安全性に配慮した移動空間、行為空間、環境 ・ユニバーサルデザインの視点に立ったサイン誘導計画		
	設計・施工及び監理の安全性・確実性	・設計・施工プロセスにおける県市との協同の方策 ・周辺環境に配慮した施工計画 ・工程計画及び工程厳守の方策の提案	5	
環境への配慮及びライフサイクルコストの低減	・ライフサイクルコストや環境負荷を低減させるための施設計画、施工計画上の工夫	10		
運営時への配慮	・運営内容に配慮した施設計画上の工夫	10		
経営体制及び事業実施体制	・事業実施方針 ・過去の実績や信用力の高さ ・埼玉県東部地域及び春日部市の地域経済への貢献	10		
拠点づくりに貢献する 附帯事業	施設規模、機能及びにぎわいの創出	・中心市街地の活性化と東部地域の拠点形成に資する民間施設	10	20
		・民間施設の休止・撤去時に、公共負担を生じさせない配慮 ・公共施設とライフサイクルの異なる施設を提案する場合における公共施設への配慮		
	事業の安定性及びリスク軽減方策、事業収支計画	・事業収支の算定根拠の妥当性 ・民間施設のリスクが公共施設に波及しない工夫 ・実績や信用力に裏付けられた計画 ・事業計画の妥当性	10	
内容審査合計点			100点	